

出羽国庄内藩領における焼畑の顕現とその展開

—日本における焼畑卓越地の前史的検討—

渡 辺 理 絵

- I. はじめに
- II. 検地帳にあらわれた「焼畑」
 - (1) 「焼畑」を記載した検地帳の発見
 - (2) 「焼畑」記載の検地帳の特徴
- III. 焼畑を営む人々と焼畑の場所
 - (1) 菱津村の焼畑の検討
 - (2) 由良村の焼畑の検討
- IV. 庄内藩領における焼畑の農法的特点
 - (1) 焼畑作物と火入れ時期
 - (2) 焼畑耕作の展開
- V. おわりに

I. はじめに

本研究は出羽国庄内藩領（現山形県庄内地方）を中心に焼畑の検地上の扱いと農法の近世的特徴を検討することに目的がある。

近世における焼畑研究は溝口常俊¹⁾、伊藤寿和²⁾、米家泰作³⁾などを中心に研究の蓄積がみられ、古島敏雄の提示した知見の更新をみせている。このうち米家⁴⁾は近年、近世・近代の焼畑研究の包括的成果を発表した。その中には前近代の焼畑研究の研究史が丁寧に整理され、直近の研究を含めて研究状況を見渡しているため、以下では本研究に関連する点のみ取り上げるにとどめたい⁵⁾。

庄内地方は佐々木高明によって日本の8大焼畑卓越地の1つとされた「出羽・奥羽地域（南部）」に含まれる⁶⁾。同氏は、この地域で

は焼畑を「カノ」と呼ぶことから「カノ型」と類型化した。その特徴は、稲作と競合しない夏焼きが主流であること、焼畑農家比率が高い反面、個々の農家の焼畑経営面積は小さいこと、主穀生産よりも野菜栽培の比重が大きく、「菜園型」焼畑あるいは水田の「補助耕地」としての役割が大きいことである。

「カノ型」焼畑地域の中で、とくに山形県温海地域は現在においても焼畑耕作による「温海カブ」の生産が続く。昭和57(1982)年頃に当地域を調査した斎藤功は「山形県温海町を中心とする庄内地方、羽越国境地帯には今日でも30ha前後の焼畑が存在し、わが国最大の焼畑地域となっている」と形容した⁷⁾。全国統一方式での焼畑面積の捕捉は1950年を最後としたため、同氏の表現は地域研究を重ねたうえでの独自の評価であったと思えるが、白山麓などの焼畑地域とも接点を持っていた同氏が当時の国内で、庄内地方を「最大の焼畑地域」と位置づけたことはみのがせない。温海地域を含む庄内地方は1980年代において日本の焼畑地域の代表格と考えてよいであろう。このような庄内地方の焼畑については古くは1940年代の山口彌一郎⁸⁾、1960～1970年代の佐々木⁹⁾、1980年代の野本寛一¹⁰⁾、斎藤¹¹⁾などの関心を集め、1990年代以降は金塚辰也ほか¹²⁾、赤坂憲雄¹³⁾、江頭宏昌¹⁴⁾などによる研究の蓄積が続く。

他方、1940年代を境にしてそれ以前の研究

キーワード：焼畑，検地帳，近世，出羽国庄内藩領

はほとんどみられない。とくに近世においては、米家は「庄内藩ではカノ畑を記載した検地帳の例はなく」「カノ畑を検地対象とする動きはなかったとみられる」と説明する¹⁵⁾。近世における焼畑研究が検地帳を中心に進められてきたことを顧みれば、検地帳が残されていない場合の庄内地方の焼畑研究は大きな壁に直面する。同氏の説明は、管見の限り、庄内地方の土地制度史に関心を持つ者の間では暗黙の肯定感を有していたように思える¹⁶⁾。ただし「検地帳の例はなく」と「カノ畑を検地対象とする動きはなかった」との間に立ちはだかる含意の相違は大きい。つまり前者は今後、検地帳が発見される可能性を否定しないのに対し、後者は権力者が統一的に把握しなかったという現実を突きつけ、焼畑を重要性の低い地所とみなしたという解釈を成立させる。もちろん、原田信男も指摘するとおり、検地対象の是非と焼畑の「社会的な意義とは別問題」であり、「むしろ搾取を受けないがゆえに、被支配者層にとっては、そのまま生活に直結する生産行為となる」¹⁷⁾ こともあり得るが、そうであるなら一層、検地対象の是非は庄内藩領の土地制度や農民の農業生産様式を考えるうえで論点となる。仮に検地対象ではなかったとの前提に立つならば「山形県にては(焼畑の)最も盛んな(鼠ヶ関)村」¹⁸⁾ (カッコ内筆者)を含む庄内藩領において、なぜ焼畑は検地対象になりえなかったのかという疑問が生まれる。同じ山形県の村山郡では「カノ畑」は検地対象とされ、一揆を惹起するほどの徹底した検地の過去がある¹⁹⁾。

このような疑問は米家の指摘²⁰⁾ のとおり、東北日本海側における研究事例の少なさと関係するようと思われる。そこで本研究は庄内藩領における焼畑の土地制度上の扱いを検討したうえで、焼畑耕作の近世的特徴を検討する。本研究は一定の蓄積をみる近世焼畑研究をまえに事例研究の域を出ないが、そのうえで検討する意義は次のとおりである。1 点目

は先述のとおり、庄内藩における焼畑の扱いについて確認し、庄内藩の土地制度史に関する一考を示すことにある。先行研究の比較的多い会津や出羽国村山郡、紀ノ川中流、大井川上流域などについては自治体史における焼畑記録の翻刻が研究進展の推進力となったのに対し、庄内地方では自治体史上での翻刻量は相対的に乏しく、その中に焼畑を記した検地帳は含まれていない。2 点目は日本の焼畑卓越地域の近世の姿に迫ることにある。これは現在進行形で「進化」²¹⁾ する一焼畑地域の空白期間を埋める試みであり、近現代の焼畑地域の前史的検討となる。第3は出羽国村山郡との比較が可能となる。焼畑の処遇のみならず焼畑耕作の多様性の度合いに関して、「カノ型」焼畑地域として等質地域に位置づけられた両者の特徴の相違を検討し得る。第4は焼畑の農法上の性格に接近しうる。焼畑耕作の一連の過程の中で、火入れの季節性については山口により、春焼きから夏焼きへの農法上の移行の可能性が指摘されている²²⁾。また作付け期間についても、米家、伊藤は近世の早い時期まで耕作期間が1年ないし2年という短期的な焼畑が展開したとの立場²³⁾ に対し、原田は「焼畑が連作を伴うのは、おそらく初源以来のこと」として見解の相違をみせる²⁴⁾。本論では近世前期の史料は少なく、これらの点を確認できるわけではないが、近世を通して農法上の性格をみいだせる事例が決して多くない中で検討を試みる価値はあろう。

以上から研究の対象とするのは、庄内藩領を中心に、越後国岩船郡の5村(旧山北村、現新潟県村上市)を考察に含めながら進める。岩船郡も「出羽・奥羽地域(南部)」の構成地域である。以下、II章では焼畑の検地上の扱いについて検討する。III章では焼畑経営村の、個々の焼畑地や農家ごとの農業経営について触れ、IV章では焼畑の農法的特徴にアプローチすることで本研究の目的を果たしたい。

II. 検地帳にあらわれた「焼畑」

(1) 「焼畑」を記載した検地帳の発見

近世における焼畑研究は、おもに検地帳とともに進められてきた感がある。しかし、意外にも庄内地方では検地帳から焼畑に接近した研究はこれまでみられない²⁵⁾。その理由の1つに庄内藩の検地の頻度がある。庄内藩における一斉検地は近世を通じて元和9(1623)年の一度のみであり、その検地ですら未実施村は相当数に及んだとされる²⁶⁾。貢租関係史料の一斉整備は寛文9(1669)年、享和元(1801)年、慶応3(1867)年に実施されたが、それらは開発された土地の把握に主眼がおかれ、検地帳に登録された既知の土地の実測はなされず名請人の異同、生産量の変更が生じた地所のみを記述にとどまっている²⁷⁾。土地の実測は明治期の地租改正まで実施されなかった。

検地帳を中心史料として研究が進んだ地域では「焼畑」という地目(「鹿野」「山畑」「山下畑」など)が設定されていた例が多い。出羽国村山郡もその1つである。「上・中・下田/上・中・下・下々畑・鹿野」という序列であった²⁸⁾。一方、庄内藩の検地については不明な点が多く、検地条目のような詳細な指示はみいだせず、検地に関する先行研究は現存する検地帳などに基づいて展開してきた。その限りにおいて「焼畑」の地目設定はされていない。村山地方の「鹿野」地目の

設定には山形藩の「当地方のカノが稲作と併存して比較的広範に分布するものだったことが大きい」という米家の指摘²⁹⁾を勘案するとき、庄内藩においても広範に分布したであろう焼畑の扱いに関心がおよぶ。明治期における切替畑の面積を山形県の5地域において比較した表1をみれば飽海郡と西田川郡の切替畑は総計1,320町歩を越し、旧山形藩および旧幕府領であった北・東村山郡の面積をはるかに凌ぐ³⁰⁾。

そこで庄内藩においても「焼畑」が高請されていたとの仮説を立てるなら、元和期や寛文期の検地(水帳改め)方式について不明な点が多い中、「焼畑」が高請された「検地帳」の発見が前提となる。

このためまず、自治体史や先行研究等および現地調査により、近代から現在までの庄内地方一円の焼畑分布を調査した。その分布に沿って、近世の検地帳を調査した結果、表2にみるように、12点の焼畑貢租史料をみいだすことができる³¹⁾。西田川郡東目村の史料は山崩れによる焼畑の永引を報告したものであり、それ以外は検地帳である。これらの村々は城下町鶴岡より南西に位置し標高200~300m級の山地の縁に集落が立地した西田川郡の菱津村、山口村、草井谷村、竹野浦村、狭小な田畑と集落を山々に囲まれた東目村、村の大半が山間地である西田川郡の大岩川村や新潟県との県境に接する鼠ヶ関村などである(図1)。村々の焼畑率は決して高いわけ

表1 明治期の山形県における郡別切替畑の面積

郡名	田反別	畑反別	田畑合計	切替畑の総反別	切替畑率 (%) (切替畑 /田畑合計)	切替年限		
						最長	平均	最短
西田川郡(庄内地方)	24,147町6反7畝	8,837町2反7畝	32,984町9反5畝	1,369町9反	4.15	5	3	2
飽海郡(庄内地方)	34,172町8反7畝	10,362町4反3畝	44,535町3反1畝	151町4反	0.34	5	3	2
東村山郡	17,361町7反3畝	16,962町7反4畝	34,324町4反8畝	89町5反3畝	0.26	3	2	1
北村山郡	23,829町5反3畝	23,438町7反3畝	47,268町2反7畝	77町1反8畝	0.16	7	5	3
最上郡	26,815町3反7畝	9,497町7反7畝	36,313町1反4畝	291町5反2畝	0.80	7	5	3

山形県内務部第二課編「明治二十一年山形縣農事調査書」(藤原正人編『明治前期産業発達史資料別冊(14) II』明治文獻資料刊行会、1966) 28-29頁。なお、切替畑については表中の郡以外は上記文獻に掲載なし。

表2 庄内藩領における焼畑貢租史料一覧

記載 様式※1	村名	地目 表記※2	作成年次 (年)	修正・ 追認年	田面積	畑面積※5	焼畑面積	田畑の割合(%)		史料名	史料番号/所蔵者
								田	焼畑		
A	菱津村	焼畑	元和10年 (1624)		29町3畝12歩	3町5反8歩 (2町2反5畝2歩)	1町2反5畝6歩	89.2	6.9	庄内田河郡菱津村御検 地帳畠屋敷内帳	菱津5/鶴郷※6
B	山口村	焼畑	寛文9年 (1669)		田畑合計8町6畝10歩		1反2畝12歩	—	—	山口村水帳	国有森林下戻申請書15-18/ 上コ※7
A	山口村	下々畑 (やけはた)	慶應3年 (1867)		7町9反3畝10歩	7反17歩 (5反8畝5歩)	1反2畝12歩	91.8	6.7	反別持主人為寄帳	国有森林下戻申請書15-18/ 上コ
B	竹野浦村	焼畑	寛文9年 (1669)		10町9反7畝9歩	9反4畝25歩 (5反6畝15歩)	3反8畝10歩	92.0	4.7	竹野浦村水帳	国有森林下戻申請書15-4/ 上コ
A	竹野浦村	焼畑	文化元年 (1804)	文化5年 (1808)	—	—	2反9畝14歩	—	—	反別高寄帳	国有森林下戻申請書18-14/ 上コ
AB	竹野浦村	焼畑	慶應3年 (1867)		11町3反9畝15歩※4	1町1反3畝26歩 (7反5畝16歩)	3反8畝10歩	90.9	6.1	反別持主人為寄帳	国有森林下戻申請書18-14/ 上コ
AB	草井谷村	焼畑	慶應3年 (1867)		5町1反5畝13歩※4	4反25歩 (3反4畝5歩)	6畝20歩	92.5	6.3	反別持主人為寄帳	国有森林下戻申請書18-13/ 上コ
A	田川村	焼畑	寛文9年 (1669)	元禄8年 (1695)	77町9反6歩	3町1反3畝25歩 (2町9反8畝27歩)	1反4畝28歩	96.1	3.7	田川村水帳	田川地区文書Ⅱ—No.1/鶴 郷
AB	由良村	焼畑	寛文9年 (1669)	正徳6年 (1716)	17町4反2畝20歩	3町3反7畝19歩 (2町5畝15歩)	1町3反2畝4歩	83.7	9.9	由良村水帳	豊浦村落史々々料第二集
A	鼠ヶ関組 (御方但山 畑)	下畑	宝永2年 (1705)		—	—	記載なし	—	—	鼠ヶ関組田分ヶ之帳	鶴岡市資料館郷土資料目録 SL22.521—ネ(334)/鶴郷
A	大岩川村	焼畑	天保4年 (1833)	文化8年 (1811)	—	—	記載なし	—	—	温海組大岩河村反別高 [名]寄帳	鶴岡市資料館郷土資料目録 SL1729/鶴郷
※3	東目村	下々焼畑	元禄8年 (1695)		—	—	1町6反8畝7歩	—	—	東目村焼畑高亥永引帳	東目地区文書No.99/鶴郷

※1：記載様式Aは名請人記載型、Bは帳未記載型、ABは融合型、※2：()内は地目の横に付された記述、※3：東目村は検地帳ではないため記載様式は明治6・7年時、

※5：()内は焼畑面積を含めない畑面積、※6：鶴郷は鶴岡市郷土資料館蔵の略、※7：上コは上郷コミュニティセンター蔵の略



図1 庄内藩における検地帳（水帳）等の焼畑登録史料の残存する村の分布

5万分の1地形図（大正2年測図：酒田・鶴岡・湯温海・田麦俣・月山・清川・加茂・大澤・吹浦・鳥海山）より作成

ではない。みいだせた史料は全体のごく一部にすぎないが、焼畑経営は水田耕作との関係の中で展開されたことがうかがえる。

焼畑壱町三反式畝四歩
歩米五石式斗八升五合三勺
田畑合式拾壱町五反式畝拾五歩

(2)「焼畑」記載の検地帳の特徴

表2にみる焼畑に関する史料から、焼畑の表記は一筆ごとに焼畑の記載がある名請人記載型(A)と、帳末に総焼畑面積のみ記載された帳末記載型(B)およびAとBの融合型(AB)の3形式がある。

A-1 (菱津村)

焼畑 燗 壱畝六歩 勘右衛門

A-2 (山口村)

やけはた

下々畑 拾六歩式分 彦兵衛

A-3 (鼠ヶ関組)

畑方但山畑

は■きり

下畑 高八斗六升 古帳大■右衛門 長三郎

B (寛文9年竹野浦村)

(焼畑の一筆記載はなし)

(帳末)

田畑合拾壱町七反式畝拾五歩

歩米合百三拾壱石五斗五升式合九勺

右之外

焼畑三反八畝拾歩

歩米壱石五斗三升三合

AB (由良村)

興左工門沢

焼畑 式畝歩 権太郎

同所

焼畑 三畝拾八歩 同人

(中略)

下々畑メ壱町壱反六畝拾歩

歩米四石六斗五升三合三勺

Aタイプは名請人が判明する形式で、A-1では地目として焼畑が記載されているが、清書の段階で「下々畑」に書き換えられた³²⁾。したがって「清書」版には「焼畑」は「下々畑」の中に含まれて集計された。A-2では小字名(「下ゲ名」という)にあたる箇所「やけはた」とある。A-3では「山畑」が項目立てされるがその記載方法はA-1やA-2とは異なる。それは山畑の小字名(は■きり)一等級(下畑)一石記載(八斗六升)一名請人(長三郎)という慶長16(1611)年の最上検地³³⁾の様式を踏襲している。この記載方式は大岩川村も同様である。これらの村々は元和期の一斉検地や寛文期の水帳改めの際の未実施村にあたると思われるが、最上検地由来の検地帳に焼畑が高請されていたことは重要な知見である。

他方、Bの形式では名請人はなく帳末に反別と分米のみがある。Bにおける焼畑の扱いは個々に帰属せず、村持畑のような共同としての扱いであることが示唆される。

またABは融合型として由良村の例で説明される。一筆ごとに高請されているが、帳末には「焼畑壱町三反二畝四歩」と記される。また、草井谷村や竹野浦村(慶応3年)の例では田畑の合計には含まれず「外」として焼畑面積が記され、「惣高」に焼畑の分米が加算されている。

ここから2点の知見が導かれる。1点目は焼畑は租税賦課の対象に含まれていた点、2点目は焼畑の取り扱いや記載方法に関する不統一性である。前者については菱津村の元和10(1624)年の検地帳の現存により、酒井検地³⁴⁾時における焼畑捕捉の事実が確認された。ただし、焼畑の石盛は下々畑(鼠ヶ関組³⁵⁾のみ下畑)と同高であったことから検地帳に

あえて「焼畑」と記す必要性は乏しく、表2の村々の検地帳は特殊な例と捉える見方もできよう。同様のことは米沢藩においてもみられる。焼畑の石盛が下畑と同じであったため「検地法度」では焼畑は把握対象として明記されているが、焼畑が卓越する中津川・小国地域（山形県置賜地方）の検地帳で焼畑の記述がみられるのは3村のみであったという³⁶⁾。

後者は元和9（1623）年の一斉検地以降に実測総検地の実施がなかったために検地帳の書式統一が十分になし得なかったとも想像されるが、ほかにも焼畑の運用主体の違いによるところが大きいと推測される。

つぎに焼畑の呼称に注目したい。史料には「焼畑」「やけはた」「山畑」とあり、菱津村の例は管見の限り、庄内地方の史料にみる「焼畑」の最古の例にあたる。「山畠」や村山地方の検地帳にみられる「鹿野」（カノ）という表記はみあたらない。鼠ヶ関村は山口が昭和18（1943）年8月に実地調査している³⁷⁾。山口が訪ねた鼠ヶ関村の早田部落では焼畑の語彙に「かの或はかのそば等」は用いておらず、「やきはたけ」「はらひつばたけ」が常畑に対する焼畑の呼称であると何人かの古老から聞きとっている。

また「焼畑」「やけはた」はともかく、「山はた」については山間地に拓いた常畑や休閑を伴った畑を指す可能性も否定できず、焼畑と同一視してよいのかという疑問も生じる。伊藤³⁸⁾が論じたとおり、中世において焼畑は「ヤマバタ」と呼ばれ認知された呼称であるが、16世紀の「山畑」と「焼畑」の解釈については米家³⁹⁾や伊藤⁴⁰⁾により判別の難しいことが述べられている。これに関して鼠ヶ関村の南に位置する旧山北村（現新潟県村上市）においては明暦元（1655）年の検地対象に焼畑が含まれており、地目は「山」と表記され下々畑より若干高い石盛であった。また明細帳では「山畑」と表記される。以上から「山畑」に焼畑を含むことを指摘した先

学や旧山北村の例より本稿でも焼畑史料にみる「山畑」は焼畑を含む語彙とみなした⁴¹⁾。

以上を小括すれば「焼畑」が記された数例の検地帳の発見によって庄内藩では記録上は1620年代に最上川以南の地域での焼畑が確認された。また田川村や由良村の検地帳は寛文8（1668）年の記載内容の更新が続き、「畑返し」⁴²⁾の地所や新開などにより増加した耕地が加筆され村高の変更が修正された。

さらに石盛についても、下々畑のさらに低位に置かれた村山地方の例と異なり、庄内藩では下々畑と焼畑は同位であり（後述）、中には下畑と同位の一例もあった。

ところで、村山郡の幕府領では散発的な「カノ検地」が続いていたが、庄内藩では寛文期以降の水帳改め時に、焼畑を積極的に把握しようとする動きはみられない⁴³⁾。古島敏雄は近世初期の検地帳には焼畑が登場せず、中期から記録に現れるという特徴を指摘し、その理由について「劣悪地（焼畑地）まで問題とされるのは、貢租欲求増大と新田開発の停滞」（カッコ内筆者）のためとした⁴⁴⁾。しかし、庄内藩ではそのような傾向はみいだせず、むしろ、寛文期の焼畑が「永引地」（年貢免除地）となり、それ以降の検地帳に記載がない場合もある。山間部の傾斜地に立地した焼畑地は大雨や河川増水による影響が大きく、存立そのものも不安定であった。検地帳記載の耕地は連年の作付と一定の収穫を前提としたのに対し、連続的な耕作を行わない焼畑の農法上の特性は土地制度上の矛盾を引き起こす。このため、焼畑が積極的な貢租対象となった地域では縄延がみられた例もあり、『地方凡例録』では焼畑が検地されたとき、全体で10町歩であっても実際の耕作は3～5町歩のため高請される面積は一部に過ぎないことが記されている⁴⁵⁾。庄内藩では焼畑を形式的な地目とせず、焼畑が高請された場合の矛盾をどのように解消したのかははっきりしない。ただし高請された焼畑は実際の焼畑経

営地のごく一部に過ぎなかったのではないかと想像される。この点に関係して、次では焼畑経営の規模などについてみていきたい。

Ⅲ. 焼畑を営む人々と焼畑の場所

(1) 菱津村の焼畑の検討

焼畑を営む人々に関心を向ける時、前章の表2で示した検地帳の中でAおよびABに分類されるものが参考となる。

菱津村は鶴岡市街地より西に約6kmの山沿いに位置し、近世期は庄内藩領京田通に属していた。元和10(1624)年の検地帳は「畠・屋敷」を登録したものである⁴⁶⁾。そこには42人の名請人がおり、うち28人が焼畑を高請している。焼畑の石盛は表3のとおり下々畑と同位に設定される。名請人1人あたりの焼畑面積の最大は1反2畝4歩で、平均は4畝13歩であった。本百姓層(田畑・屋敷登録者)と屋敷非所持層(田畑のみ登録者)の間には焼畑面積に差があり、前者の平均は5畝10歩に対して、後者は1畝19歩と3.2倍の開きがみられる。これまで近世の焼畑には隷属農民を主体とした農法という通説が付随してきたが、菱津村では近世初期の段階において本百姓が農業経営の中に積極的に焼畑を組み込んでいたことを指摘できる。筆数では1筆(1ヶ所)の7人が最多であるが、2～8筆を持つ者も一定数存在し、10筆の1例も確認される(表4)。焼畑地の分散性については甲州の畑作村を事例に、農民の共同的土地利用特性が示されている⁴⁷⁾。菱津村の焼畑地は112筆あるが、うち57筆が1畝未満であり、中には3歩、4歩といった小面積もみられ

表3 菱津村・由良村の石盛

	上畑	中畑	下畑	下々畑	焼畑
菱津村	1石	8斗	6斗	4斗	4斗
由良村	—	8.2斗	6斗	4斗	4斗

表2の元和10年「庄内田河郡菱津村御検地帳畠屋敷内帳」および寛文9年「由良村水帳」により作成。

表4 菱津村の畑作の展開

	屋敷持	畑※1		焼畑		焼畑率(%)	焼畑の筆数	
		畝	歩	畝	歩			
藤五郎				1	20	100.00	1	
新右衛門				1	6	100.00	1	
五郎左衛門			1	1	27	98.28	2	
仁助		1	15	6	2	80.18	4	
藤内次郎	●	2	25	8	20	75.36	5	
隼人	●	5	2	12	4	70.54	8	
四郎左衛門	●	5	3	10	29	68.26	10	
次郎兵衛	●	5	2	9	1	64.07	7	
与三左衛門		3	9	4	4	55.61	3	
藤兵衛	●	10	13	10	23	50.79	8	
左衛門四郎	●	4	23	4	21	49.65	5	
次郎右衛門		10	28	10	11	48.67	8	
勘右衛門	●	5	23	4	24	45.43	6	
藤左衛門	●	13	13	7	15	35.83	6	
六郎四郎		18	29	9	12	33.14	7	
藤三郎		2	1		27	30.68	2	
藤四郎		4	10	1	26	30.11	3	
圓助		3	15	1	14	29.53	4	
次郎五郎					8	3	27.27	1
弥助		9	17	3	14	26.60	4	
次郎左衛門	●	16	22	5	20	25.30	4	
九郎右衛門	●	4	12	1	8	22.35	3	
次左衛門		4	6	1	6	22.22	2	
助右衛門	●	9	26	2	22	21.69	3	
崑兵衛	●	9	26	1	10	11.90	1	
三郎左衛門	●	4	20		16	10.26	1	
かりん	●	4	9		8	5.84	1	
藤次郎		9	5		16	5.50	1	
又右衛門				5				
法蔵寺			7	6				
八郎左衛門		4						
藤助		6	19					
次兵衛				20				
太郎右衛門		8	4					
宗八郎		1	20					
宗八		9	7					
佐兵衛	●							
佐藤次郎		4	6					
左衛門次郎				8				
源次郎		2	2					
勘六郎				6				
右衛門次郎				8				

※1：焼畑を含めず。表2の元和10年「庄内田河郡菱津村御検地帳畠屋敷内帳」より作成

る。小字ごとの土地利用について判断できる材料はないが、菱津村の焼畑地においても焼畑集団地に複数の百姓が入り込み、伐採や火入れの共同作業を展開していたとみることに

支障はない。

菱津村は元和10(1624)年時において田畑(含焼畑)に占める田の割合は87.2%と水田を主軸とした生産構造であった⁴⁸⁾。このため畑作に特化した農業経営は想定しづらいものの、同村は雨が降れば一面水浸しになる低湿地帯であったため、畑作の重要性は高かったと考えられる。個々の名請人の畑作の展開については表4および図2にみるように、常畑と焼畑の面積上の比率は様々であり、本百姓層にあっても助右衛門のように焼畑面積の約3.6倍の常畑から、藤内次郎のように常畑1:焼畑3と逆転している例、さらには藤兵衛の1:1の例までみられる。

元和10年以降の菱津村の開発について、寛文9(1669)年の検地帳と比較してみると、田の増加率は40.1%(元和10年比で140.1%)に対して、畑は7.9%(同107.9%)と微増にとどまり(表5)、焼畑の拡大は史料上みられ

ず、田のみの開発が続いた。ただし庄内藩では寛文期以降、実測検地はなされず、「農民が生産の余暇をさいて行う小規模な切添は事実上放任されていた」ため⁴⁹⁾、焼畑の造成は史料上に現れることなく埋没されていった。

(2) 由良村の焼畑の検討

由良村は、日本海に面し良湊に恵まれた漁村と農村の性格をあわせ持っていた。明治10(1877)年の「村誌」⁵⁰⁾によれば、戸数138戸、人口972人であり、大正5(1916)年の「山形縣西田川郡水産誌」⁵¹⁾によれば戸数153戸、うち漁戸115(うち専業77、農業との兼業漁戸38)、農家30である。正保4(1647)年の「出羽国知行高目録」⁵²⁾によれば近世の由良村は村高457石2斗5升1合であり、田高は416石2斗5升9合、畑高40石9斗9升2合で、畑高の比率は9.0%であった。同村の寛文9(1669)年の「由良村水帳」(表2)によれば1町3反2畝4歩の焼畑地が登録されている。以下、同村の名請人の特徴や焼畑面積、小字ごとの土地利用についてみていきたい。

由良村の焼畑は97筆あり、1筆の最大面積は7畝、最小では1畝に満たなく、概して小さい地筆が目立つ。焼畑の小字名は「さきのす」「奥三左工門沢」など16あり、一小字あたりの平均面積は7畝21歩である。小字名が同一の焼畑地を複数の名請人で分割している例が多く、一小字の面積が大きいほど筆数(分割数)も多くなる傾向があるが、おおむね6筆に分けられている。小字名ごとにその土地利用をみると【水田+焼畑】と【焼畑のみ】の2つがあり(表6)、16の小字の地所において畑の利用はみられない。【水田+焼畑】の場合5反を超える2例では焼畑比率は小さい。

つぎに焼畑の名請人についてみれば、同検地帳には総計64人の名請人を載せ、このうち焼畑耕作者は27人である(表7)。名請人

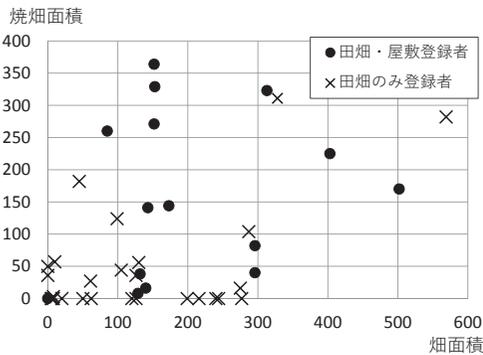


図2 元和期の菱津村の畑作の展開(単位:歩)
表2の元和10年「庄内田河郡菱津村御検地帳畠屋敷内帳」より作成

表5 菱津村の田畑の増減

年次	田合計	畑合計	屋敷
元和10年(1625)	29町3畝12歩	3町5反8歩	7反4畝7歩
寛文9年(1670)	40町6反9畝7歩	3町7反7畝29歩	7反4畝7歩
増減率(%)	40.1	7.9	0

表2の元和10年「庄内田河郡菱津村御検地帳畠屋敷内帳」および「羽州庄内田川郡京田通菱津村水帳」(寛文9年) 鶴岡市郷土資料館蔵(菱津No.6)より作成

表6 由良村の小字ごとの土地利用

小字名	田			焼畑			合計			焼畑率 (%)
	反	畝	歩	反	畝	歩	反	畝	歩	
たきか沢	4	9	12	1	18	5	1			3.14
おふみた	6	3	6	2	6	6	5	12		3.36
いたいか沢	1	1	29	4	16	1	6	15		27.47
とり越		2	20	4	9		6	29		61.72
興三左工門沢				1	8	22	1	8	22	100.00
さきのす1				7	9		7	9		100.00
さきのす2				3	4	9	3	4	9	100.00
さきのす3				1	7	8	1	7	8	100.00
山わう				1	4	18	1	4	18	100.00
くなか沢				3	8		3	8		100.00
くなか沢2				8	1		8	1		100.00
なわしろ田				1			1	0		100.00
おふつ田				4	10		4	10		100.00
くぼた				1	2		1	2		100.00
すなこさわ				5	29		5	29		100.00
すなはた				2	19		2	19		100.00

小字名に番号が付く例は水帳において同小字内でも区別があり、その小字が分割使用されていることが想定される。なお表中の小字内に畑は確認できない。表2の寛文9年「由良村水帳」より作成。

一人あたりの焼畑平均面積は、約4畝26歩である。彼らの耕地面積(田+畑+焼畑)の全体順位をみると1位から57位まで幅広い層に及んでいることがわかる。耕地が狭小な者ほど、焼畑比率は高まる傾向がcaろうじてみられるが、強い相関を持つまでには至っていない。27人の名請人の6~7割が1~3筆の焼畑を持ち、それらは1か所に集中しているか、2か所に分散している例が一般的であった。

また同一小字における5畝以上の焼畑地では複数の名請人が存在し、2~9人のグループによって経営されていた感がある。焼畑の共同作業としての側面は近代以降を事例に豊富な蓄積があり、戦前~1950年代における庄内地方においても数人のグループによる共同

表7 由良村の焼畑名請人の田畑の内訳

名請人	屋敷	田				畑			焼畑			合計耕地面積				焼畑面積率 (%)	焼畑の筆数	分散性(小字名の数)	全体順位(全64人) ※1
		町	反	畝	歩	反	畝	歩	反	畝	歩	町	反	畝	歩				
掃部	2	1	6	1	25	1	5	12		6	3	1	8	3	10	3.33	6	5	1
善右衛門	2	1	2	3		1	6			7	10	1	4	6	10	5.01	3	2	2
内蔵助	2		6	9	20	1	5	12	1	1	25		9	6	27	12.21	6	3	3
掃部助	1		6	3	11	2	1	1		5	10		8	9	22	5.94	3	1	5
又兵衛	1		7	6	11		1	16		1	20		7	9	17	2.09	1	1	6
久助	1		6	9	26		6	18		1	7		7	7	14	1.29	2	2	7
権太郎			5	9	22		3	18		8	8		7	1	18	11.55	3	2	9
弥助	1		6	4	26		2	6		1	20		6	8	22	2.42	2	1	8
孫左衛門	1		5	6	21		3	13		5	27		6	6	1	8.93	6	5	10
権三郎	1		5	5	27		5	10		4	9		6	5	16	6.56	4	2	12
甚右衛門	1		5	7	10		6	27		20	6		6	4	27	1.03	1	1	13
吉兵衛	1		5	9	20					2	22		6	2	12	4.38	2	1	14
太郎左衛門	1		4		16		1	6		3	1		4	4	23	6.78	2	2	18
市左衛門	1		3	6	15		2	20		5	5		4	4	10	11.65	8	4	19
三十郎			2	6	7		9	29		2	8		3	8	14	5.89	3	2	21
三左衛門			1	8	11		4	1	1	1	17		3	3	29	34.05	8	6	23
作右衛門	2		1	2	15	1	1	10		9	13		3	3	8	28.36	9	4	22
三五郎									1	1	19		1	1	19	100.00	3	1	38
五郎左衛門				2	13		7	1		1	10		1		24	12.35	1	1	36
鴨之助										9	2		9	2		100.00	7	2	41
角蔵										8	1		8	1		100.00	6	2	42
権太郎2										7	26		7	26		100.00	3	1	44
久右衛門							6	18			12		7	0		5.71	1	1	46
半十郎	1						6				27		6	27		13.04	1	1	47
次右衛門							3	2		1	2		4	4		25.81	1	1	49
惣吉							1	18		2	9		3	27		58.97	3	1	51
藤右衛門								6		1	8		1	14		86.36	2	1	57

※1: 耕地面積(田+畑+焼畑)の順位。権太郎は同名が2名いるため数字付与にて区別した。表2の寛文9年「由良村水帳」より作成。

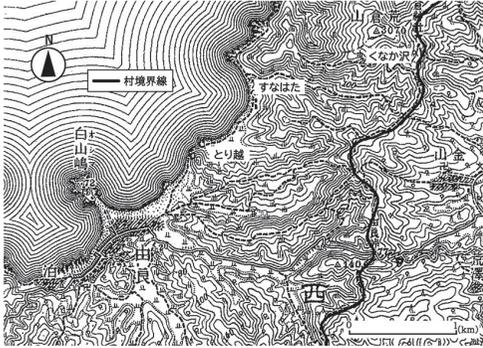


図3 由良村で焼畑のあった16小字の内、場所が判明した3小字の位置

5万分の1地形図(大正2年測図:加茂)より作成
※くなが沢は焼畑地が2区分に分割されていたが図中には明示できない。

作業であった例は山形県旧朝日村大鳥(現鶴岡市)などで確認でき⁵³⁾、また現在でも同県旧温海町温海川(現鶴岡市)では集落の単位で焼畑経営がみられる⁵⁴⁾。

焼畑の小字名16のうち、3小字はその場所が概ね判明する⁵⁵⁾。由良の集落より1~2km北上した楮山に「すなはた」「とり越」「くなが沢」の焼畑地1反8畝13歩があった(図3)。楮山は由良村の村持ち山であり、草薙地として近世には他村に草薙刈り採りを認めていた。正徳5(1715)年に楮山を利用する他村と由良村の間で山論が発生し、庄内藩の郡奉行が派遣されて一件落着をみた。下記はその史料である⁵⁶⁾。

「楮山絵図御裏書写」

山浜通由良村楮山札子之内、御料大山友江栃屋下小中村四ヶ村方申出候ハ、楮山畑方近年由良村方大分切広ヶ候故段々萱生不足罷成迷惑仕候由、山方吟味之儀願出申候、依而由良村御水帳ヲ以古来方モ畑場吟味の上見分の処に、近年山畑切広ヶ候ニ無紛候故古来之通脇ヶさハつかのこし浜中平北楮くほの沢水あいわ平あさいヶさき堂の前志のみ沢鳥越砂畑右

十一場畑方相残し、切広げ候場所不残取上ヶ萱生地ニ申付ケ候、自今以後此度相改^{ママ、改力}候付外畑方切広申間敷候段、惣御百姓共方ヨリ証文指出候付、右証文並此度相改候山絵図共御土蔵に納置弥此未猥間敷儀無之様急度可被申付候為其絵図裏書仍如件

正徳六年申閏二月

平助
庄左工門
助治郎

和田善内殿

山論の争点は由良村の者が「近年山畑切広ヶ」、草薙地を狭めることにあった。この山論で由良村の公式な畑として再確認されたのが下々畑10か所(1町1反8畝28歩)と焼畑3か所(1反8畝13歩)であった⁵⁷⁾。焼畑面積は表6の「すなはた」「とり越」「くなが沢」「くなが沢2」の面積(計1反8畝7歩)と近似しており、由良村では17世紀後半以降、焼畑地拡大の傾向があったものの、18世紀初頭の山論とその決着によって開発が制限され、畑は草薙地に戻された。明治末期の由良村の畑では「大豆小豆麦」を生産しており、大半は自給用であろう⁵⁸⁾。場所が概ね特定できる楮山の焼畑は、明治20年代の「字切図」⁵⁹⁾では「畑」と表記され、常畑化していた。

さて、楮山山論の決着過程には検地帳への「焼畑」記載の利点をみいだせる。他村からの訴えにより「由良村御水帳ヲ以古来方モ(ママ、「ノ」力)畑場吟味の上見分」したところ、検地帳に記載のない山畑があるといい、役人も検地帳によって状況の正否を確認した。この過程では、検地帳記載の有無が楮山での權益を裏付ける根拠となっている。楮山の焼畑は等級では「下々畑」であり、さらに楮山には焼畑以外に下々畑があったが、検地帳に「焼畑」と記載したことで、常畑とは

異なる農法と景観を呈する「焼畑」の存在が強調され、由良村持ちの土地利用の実態が示されることとなった。

以上の2村の検地帳の検討から個々の農民の登録焼畑地はいずれも4畝台であり概して小区画であった。米家が分析した村山郡の中で、比較的カノ畑の比重の高い「砂戸関村」の1戸あたりの平均カノ畑面積(15戸で1.4町:1戸当たり約9.3畝)と比較しても小さい⁶⁰⁾。また焼畑を名請する農民階層は幅広い層でみられ、特定の層に限定されていたわけではないことが確かめられた。同様の特徴は田川村でも確認できており、庄内藩領の近世農村における焼畑経営の共通性を指摘して小括としたい。

IV. 庄内藩領における焼畑の農法的特徴

(1) 焼畑作物と火入れ時期

焼畑作物と輪作体系は焼畑地域の地域性を端的に語りうる。それらは耕作者が作物によって異なる雑草の生育抑制の性質などを考慮し、作付けの順番と組み合わせを模索したなかで到達した「生物の多様性と特性」の応用であった⁶¹⁾。一方で、焼畑作物については商品経済の浸透とともに、より有利な作物に置き換わっていくことも知られる。焼畑作物や輪作体系は耕作者の生きた社会との接点にもなる。とはいえ、日常性の強い行為ほど史料上にあらわれることは稀である。ここでは限られた史料から当時の焼畑作物についてみていきたい。

19世紀初頭に温海では畑作地における盗難について取り締まる触が出されており、その対象として「粟、大豆、小豆、蕎麦、ひゑ、蕪、大根」が挙げられている⁶²⁾。これらは畑作全般の作物と理解されるが、ヒエ以外は佐々木の調査時点の焼畑作物と符合する⁶³⁾。雑穀のほか、カブとダイコンが含まれていることにも注目される。温海の焼畑作物の特徴は近世まで遡及されることが確認されている

が⁶⁴⁾、一方で温海以外の地域でのアブナラ科作物の焼畑地への導入は近代以降の例もあり、作物選択の時間差を考慮に入れる必要がある⁶⁵⁾。

またアワとヒエについては、稲作との労力分散を図るための春焼きを想像させる。この点に関係して鼠ヶ関村と接する旧山北村では、17世紀半ばにおいて「山畑一毛作粟小豆稗作」を基本とし「麦」「荳草」「蕎麦」を適宜組み合わせる農業形態であった。旧山北村の村々の明細帳は「上中下畑」と「山畑」を区分して作物を記しており、前者は「上中下畑一毛作蕪大根麻」とあり「山畑」とは明らかに作物が異なる。ただし、近世における旧山北村の「山畑」において初年度に(あるいは単年作として)アワ・ヒエが生産された場合は春焼きの可能性を残すが、大正期以降における新潟県の輪作体系の中でヒエが初年度に作付けされた例は確認されていない⁶⁶⁾。その理由について菅原清康は、ヒエは早い年次に栽培するほど収量は多くなるが、ヒエを栽培した翌年は雑草が急増し除草に割く労力が大きくなると述べ、このことが輪作体系の確立にも影響した可能性を指摘する⁶⁷⁾。ともに山間地であり、地理的接続性をもつ温海においてもアワ・ヒエの作付けの順序において旧山北村の様相は留意される⁶⁸⁾。

他方、次節で述べる鷹尾山(現酒田市)周辺の平田郷で作成された「享保貳拾年 平田郷産物書上横折」(以下、「産物書上」とする)⁶⁹⁾にもアワ、ソバ、カブ、ダイコン、ダイズ、アズキといった焼畑でみられる一般的作物が確認される。このうちソバについては鷹尾山周辺の焼畑地での栽培が史料上で確認できる⁷⁰⁾。他方、ヒエの記載は「産物書上」にない。このことはヒエ作が焼畑地に限らず畑地全般において一般的ではなかったことを示唆するように思われる。ヒエの重要性は「出羽・奥羽地域(南部)」の一部に限定されていた感が強い。昭和25(1950)年時の「出

羽・奥羽地域(南部)」の「ヒ工作率0」%はこの点を傍証している⁷¹⁾。

(2) 焼畑耕作の展開

酒田市市街地の東部に位置する鷹尾山は、江戸時代、平場村と山間村の両者が利用する入会山であった⁷²⁾。そこでは近世初頭から山の利用を巡って争論が起り、その経緯を示した「鷹尾山新古留帳」⁷³⁾からは争論の主因の1つに焼畑耕作があったことをうかがえる。この史料から焼畑の様相をさぐりたい。

平田郷漆曾根組鷹尾山草苅場之儀、御札山之御座候所、何之頃方か村々之申合二而村々之苅場境を定置苅来申候儀御座候、山楯組・田沢組二而古例を以見渡之峯水落限焼畑仕、右畑ハ鷹尾山二而も①草生宜所斗畑二いたし②外二肥等相用不申二付、草之根腐り候而自然と肥二相成候ものと相見、③年経候得ハ右古畑を捨て、追々新畑切興し古畑漸草生二相成候得ハ、又々其所二立帰り元通畑二いたし、④一度畑相成候場所、二度草苅場二相成不申、年々右之通無際限焼畑二相成候事二候得ハ、沖郷村々谷地ハ追々開発新田被仰付候へハ、至而肥草不足相成迷惑至極奉存候、依之奉願候、是迄有来候畑地ハ無抱奉存候得共、以御慈悲以来新畑切発し不申様被仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、為其書付を以奉願候 以上辰三月 村々長人肝煎大勢大組頭直治郎

(中略) 御代官所

近世後期に代官所へ宛てた沖郷(最上川以北の平場村の総称)の村々の主張は次のとおりである。山間地の村々は以前の取り決めに従い一定の場所で焼畑を経営しており、その畑地は鷹尾山の中でも草地の生育良好な場所ばかりである(①)。他に肥料を使わず、草

の根が腐って自然と肥料になる(②)。年が経過すると「古畑」を「捨て」て「新畑」を拓き、「古畑」によろやく草生えるとその場所へ戻り「元通」の畑にする(③)。しかし、一度畑にした場所は二度と草刈場にできず、「際限」無く「焼畑」になる(④)。沖郷では採草のための谷地が新田開発となれば「肥草不足」になり困ることとなる。これまでの焼畑地は仕方ないが、今後の新規焼畑地造成はしないように代官所より布達を願う。以上のような文意であろう。

これらの記述には以下の示唆を含む。まず①から焼畑地は植生の生長を考慮して土地柄が選ばれていることがわかる。現在においても鷹尾山ふもとの北俣や中野俣の集落では山中の地形の特徴に応じて民俗学的呼称の使い分けがみられる。絶壁は「クラ」、台地は「デイ」、比較的緩やかな斜面「ナーセ/ナセ」、急な斜面「ヒラ」、竹原や笹、タケノコが採取できる適地「テンコ」といった具合で、聞き取り調査では20近い呼称が確認できる⁷⁴⁾。地形の分類は山の経験知(利用や認識)の高さの裏付けである。焼畑の適地選定がなされたことは常畑化する潜在性を高めたであろうし、また収量の安定化につながる点は農業経営の中に積極的に組み入れる動機となる。

②の記述は、近現代の焼畑像に沿えば一見、違和感を覚える。焼畑耕作では燃焼によってもたらされる「灰」こそが肥料になるといわれる。しかし、ここで「灰」は登場しない。この史料は平場の村々の主張であり、平場村で用いられた金肥や厩肥、下肥など⁷⁵⁾との対比の中で肥料の違いを表現したのかもかもしれない。そうであっても焼畑農法において火入れがもたらす作物への影響は灰のみでは説明しきれない。江頭は「灰が唯一の肥料になる」といったことがしばしばいわれるが、それは正確な表現ではない」としてその理由を次のように説明する⁷⁶⁾。植物の生育に

欠かせない三大元素（窒素、リン、カリウム）の中で草木灰に含まれるのは主にカリウムである。しかし火入れをすると草木灰に含まれない可給態（植物が根から吸収できる）のリンや窒素が増加するという報告があるため、同氏は焼畑地の灰と土壌を用いて実験を行った。その結果、火入れ後はリンや窒素が火入れ前のそれぞれ3倍と10倍に増加した。草木灰に含まれない「窒素やリンは土の有機物が炎の熱で分解して生成する」のであり、火入れは有機物の迅速な無機化であると説明する。したがって焼畑農法における火入れの役割を灰の生成とするだけでは不十分であり、地拵えや火入れ後の播種のタイミングなどのそれぞれのプロセス⁷⁷⁾が広範には作物の生育を促す過程と理解される。このように考えると近現代の焼畑像には、かつて佐々木や福井が指摘したとおり「灰」の働きが過度に強調されていた側面があったことに気づかされる⁷⁸⁾。福井によると昭和40年代後半の高知県椿山において「ヤマ焼きの理由を聞いてみると、灰の効果をまず最初にとりあげて答えるひとは大変少な」く、また「焼くまえに“地をむす”ということが大切」と語られる。「雨が降って日があたれば」「いままで生きていた木の小さな根は腐ってしまう」、すると「土が柔らかくなっていて、作物がよくできる」という⁷⁹⁾。このように考えると上記史料にみる焼畑の肥料に関する認識も決して的外れではないことに気づく。

③からは鷹尾山での焼畑は休閑をとめない、一定の周期で再耕作が繰り返される連作の状況がうかがえる。上記訴えの解決を託された大庄屋齋藤隼之助は現状を検証した上で「焼畑と申八同所多年仕付候もの二茂無御座候、両三年二而切替候様見聞仕候」と自身の見解を述べている⁸⁰⁾。すなわち焼畑とは同じ場所で長期にわたり農耕するのではなく、およそ2～3年で切り替えるものであるという。大庄屋の言及からは「焼畑」という語彙

が農法上の焼畑耕作と同義であることが確認され、その農法が2～3年の継続的耕作の後に休閑し、その後に同所の再造成がなされるという近代以降の焼畑の典型がうかがえる。

さらに④では一度畑になった場所は二度と「草苜場」にはならないという点もみのがせない。この含意は植生の再生という生態学的な文脈ではなく、畑地造成の既得権ともいべき視点で理解すべきであろう。なぜならば④で述べられているとおり、焼畑地は肥草用の草地と競合する良好な土地条件に作られ、また焼畑放棄後はタケニグサ、ヨモギなどの山野草といった植生形態の優勢が確認されている⁸¹⁾。火入れの前の伐り払いには相当な重労働であり、そのために焼畑新開者による同地所の継続利用が許される社会的規範が農民間で共有されていたと理解したい。焼畑耕作者にとっては、植生の生長を阻害する恐れのある平場村々の馬の侵入は代官に訴えてでも抑止したい行為であった。新潟県の焼畑に関する俚言的な伝承には「投げた（放棄した）かんの畑（焼畑）にはなるべく入るな：実川」「ぶんなげた（放棄した）あらぐ（焼畑）の木はかっぱらうな：内川目」などの「山林の早期復元の念願」が読み取れる⁸²⁾。④の後半に記された「際限」無く「焼畑」になる状況は、③の連作の展開と合わせて考えるならば、米家も指摘するとおり、連作は「地力回復に要する休閑期間の延長をも伴うため、いっそう新規のカノ畑開発の面的拡大をもたらした可能性」を示唆する⁸³⁾。その背景には人口圧の高まりによる生産性向上の欲求を考えるべきところであるが、現時点ではその材料に乏しい。ただし庄内藩領の天明・寛政期（1781～1800）は農村荒廃が深刻化しており、前章で取り上げた菱津村においては潰百姓の多発による村内戸数の減少が報告されている。文化・文政期（1804～1830）になってもその戸数が回復されることはなかった⁸⁴⁾。

以上から本章でみいだされた知見を小括し

たい。まず庄内藩領および旧山北村という地域範囲でみるとき焼畑作物にはヒエを含むか否かという違いがみられる。つぎに最上川以北では近世後半以降、2～3年の連作経営がみられる。「カノ型」の耕作期間はおよそ5年という戦後の調査結果を参考にすれば、近世から戦後までの動きは耕作期間の長期化(連作化)の方向性を持っていたことになる。さらに鷹尾山の例では入会地における焼畑経営をみた。検地帳を中心に進められた近世焼畑研究において入会地での焼畑の「場」の特徴抽出が遅れている中、入会山における焼畑の適地選定や焼畑放棄後の継続的占有(他者の利用制限)の発現が明らかになった。「焼畑適地は多くの場合、ムラの共有地に求められる」⁸⁵⁾ことや「共有原野の多い村々ほど焼畑を永く維持し、早く共有林を分割したムラは焼畑を失い勝ち」⁸⁶⁾という指摘にみるとおり、入会地は焼畑展開の「場」として重要な地位にある。なぜならば庄内地方の共有地の大半が民有を否定され、明治期の東・西田川郡では1,000町歩を超える秣場の76%が、また飽海郡では4,000町歩を超える秣場の94%が官有区分とされた⁸⁷⁾。

このような土地制度の転換による利用形態の制限の中で、庄内地方では連作化の進行や商品作物の導入(あるいは作付けの継続)といった焼畑の継続と進化が一部の地域でみられる。その背景と成立要件に関する課題が次に浮上するが、ここではその前史段階を描写することにとどめておきたい。

V. おわりに

本稿はおもに近現代の庄内地方の焼畑につながる前史的検討として近世の様相にアプローチした。本稿では「焼畑」登録の検地帳の発見により「焼畑」の高請を確認した。ただし、焼畑は地目としては「下々畑」であったため、記録上にはあらわれないことは少なかった。さらに村山郡酒井領のように「カノ畑の

みを標的にした検地」や同郡幕府領の「散発的にカノ畑検地が行われた形跡」もなかったため、焼畑捕捉の熱意は庄内藩と村山郡の各時代の検地とでは温度差が生じていたとみえる⁸⁸⁾。

つぎに庄内藩領における焼畑中心地は、管見の限り、最上川以北(川北地域)の鷹尾山一帯と最上川以南(川南地域)の西側地域(旧西田川郡)にあった。このうち、個人名請けがみられるのは後者である。そこでは名請人の多様な階層で焼畑耕作が展開している。分析した2村の1戸あたりの平均焼畑面積は1反にも満たない小区画であるが、複数の耕地をあちこちに有する分散性も看取される。中心的な焼畑作物を特定することは叶わなかったが、新潟県旧山北村の例では「粟小豆稗」が知られ、鷹尾山周辺ではヒエを除いた基幹作物の栽培が想定された⁸⁹⁾。

他方、最上川以北の地域では入会山における焼畑耕作を取り上げた。近世後期以降、焼畑地は面的に拡大する傾向があったが、その主因の1つには山の利用をめぐる平場村々との競合があった。とくに植物の生長を考慮した適地選択を行っており、焼畑適地は入会山に求められていたことを想像する。さらに面的拡大の背景には、2～3年連作による休閑期間の長期化という農法上の変化が示唆される。焼畑地の面的拡大に対する平場村々からの抗議の初出は宝暦13(1763)年であり、拡大の背景が同様の主因とすれば、18世紀中頃は庄内藩領における焼畑耕作の展開の1つの画期という捉え方も提示され、さらなる事例の蓄積が待たれる。

最後に、本稿を近現代の庄内地方の焼畑の前史的検討と位置づけるとき、「出羽・奥羽地域(南部)」の特徴の1つである戸当たり焼畑面積の小ささ(0.08町)との関連が気になるところである。この点を本論の検地帳より分析した焼畑面積の数値と単線的に結びつけることはできない。なぜならば庄内地方にお

ける焼畑耕作は入会地での展開も豊富にみいだせるためである⁹⁰⁾。したがって、明治期以降の入会地に対する土地制度転換後の焼畑耕作を検証する必要があり、庄内地方の焼畑は近代を射程に入れて検証することが残された課題となろう。

(山形大学)

〔付記〕

本稿の作成にあたり、鶴岡市郷土資料館、酒田市平田総合支所、鶴岡市朝日庁舎南出張所、致道博物館、光丘文庫等の関係機関の皆様にお大変お世話になった。また、焼畑の農学的理解および庄内地方の焼畑については常日頃より江頭宏昌先生(山形大学農学部)のご教示が大きい。このほか林雅秀先生(同)には林学的知のご教示や資料調査等でお世話になった。本稿の図表作成においては山形大学農学部研究支援員上野玲子氏の尽力を得た。なお、本稿作成にあたり2018-2020年度科学研究費補助金「産物データを用いた18-19世紀の東北地方の動植物の分布相とその変化に関する研究」(基盤研究C:代表渡辺理絵)を使用した。

〔注〕

- 1) 溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』名古屋大学出版会、2002。
 - 2) 伊藤寿和「紀伊国の「山畑(焼畑)」に関する歴史地理学的研究—古代から近世前期を中心として—」史境41、2000、1-24頁。同「近世における会津地方の「焼畑(鹿野畑)」に関する基礎的研究」日本女子大学紀要(文学部)59、2010、63-92頁。同「近世前期における焼畑耕作の実態について—静岡県焼畑山村を主な事例として—」史艸51、2011、95-114頁。
 - 3) ①米家泰作「吉野山村における近世前期の耕地経営—川上郷井戸村を事例として—」史林77-1、1994、116-134頁。②同「近世大和国吉野川上流域における焼畑の出入り作と「村領」について」愛知県立大学文学部論集(日本文化学科編)48、1999、1-40頁。③同「近世の焼畑と検地について—検地条
- 目と地方書を中心に—」愛知県立大学文学部論集(日本文化学科編)49、2000、23-54頁。④同「太閤検地における山畑と焼畑について」愛知県立大学文学部論集(日本文化学科編)51、2002、17-61頁。⑤同『中・近世山村の景観と構造』校倉書房、2002。⑥同「近世出羽国における焼畑の検地・経営・農法—村山郡のカノを中心に—」歴史地理学47-2、2005、1-23頁。⑦同「紀伊山地の焼畑—その歴史地理的素描—」(東北芸術工科大学東北文化研究センター『東アジアのなかの日本文化に関する総合的な研究I』2007)、215-228頁。
 - 4) 米家泰作『森と火の環境史—近世・近代日本の焼畑と植生—』思文閣出版、2019。これは前掲3)でふれた論考の一部をまとめた著書であり、本稿で参考にした出羽国村山郡の論考(前掲3)⑥も再掲している。再掲にあたり内容の改訂はみられない。このため本稿では以後、近刊である本書を引用する。
 - 5) 原田信男も歴史学の見地から研究史の整理を行っており参考にしたところが大きい。原田信男「歴史学から見た焼畑」(東北芸術工科大学東北文化研究センター『東アジアのなかの日本文化に関する総合的な研究I』2007)、205-213頁。
 - 6) 佐々木高明『日本の焼畑—その地域的比較研究—』古今書院、1972。
 - 7) 斎藤功「温海カブの焼畑栽培と生産地域の拡大」(上野福男編著『日本の山村と地理学』農林統計協会、1986)、55-74頁。
 - 8) 山口彌一郎『東北の焼畑慣行』恒春閣書房、1944。
 - 9) 代表的なものにとどめる。佐々木高明『稲作以前』日本放送出版協会、1971。前掲6)。
 - 10) 野本寛一『焼畑民俗文化論』雄山閣出版、1984、598-602頁。
 - 11) 斎藤功「焼畑カブとシナ布:羽越国境地帯における伝統的生業の生態地理学的研究」地域調査報告5、1983、107-119頁。前掲7)。
 - 12) 金塚辰也・枯芝茂行・高橋新一「『温海力

- ブ」の焼畑農耕の存続」新潟地理2, 1993, 84-103頁。
- 13) 赤坂憲雄「山形の焼畑—フィールド・ノートより—」東北芸術工科大学紀要11, 2004, 40-49頁。
- 14) 代表的なものとして①山崎彩香・江頭宏昌「山形県庄内地方における在来カブの種類とその利用方法」山形大学紀要(農学)15-4, 2009, 293-307頁。②江頭宏昌「現代における焼畑の意義を考える」(佐藤洋一郎監修『ユーラシア農耕史5—農耕の変遷と環境問題—』臨川書店, 2010), 198-215頁。③江頭宏昌「カブと焼畑—山形県を中心に—」(佐藤洋一郎監修・原田信男・鞍田崇編『焼畑の環境学—いま焼畑とは』思文閣出版, 2011), 252-284頁。④江頭宏昌「焼畑を科学する」(朝倉敏夫編『火と食—食の文化フォーラム』ドメス出版, 2012), 67-90頁。なお③が所収される『焼畑の環境学—いま焼畑とは』には焼畑関係文献目録が付録されている。本稿では大いに役立ったことを付記したい(江頭宏昌・米家泰作・原田信男「焼畑関係文献目録」付録CD-ROM)。
- 15) 前掲4) 64頁。
- 16) 近世の農地制度に関する優れた業績をもつ研究者の中で庄内地方の焼畑を検地対象として射程に入れた論考の例はなく、焼畑そのものへの言及も管見の限りみられない。自治体史においては焼畑の存在は指摘されるが、大半が入会地における焼畑の慣行の事実についてとどめるのみである。
- 17) 前掲5) 206頁。
- 18) 前掲8) 23頁。
- 19) 前掲4) 70-73頁。
- 20) 前掲4) 62頁。
- 21) ①福井勝義『焼畑のむら』朝日新聞社, 1974。②同『焼畑のむら：昭和45年、四国山村の記録』福井勝義記念資料室, 2018。③同「焼畑農耕の普遍性と進化—民俗生態学的視点から—」(大林太良ほか『山民と海人：非平地民の生活と伝承』小学館, 1983), 235-274頁。
- 22) 山口彌一郎『山口弥一郎選集：日本の固有生活を求めて 東北地方研究第3巻』世界文庫, 1972, 454, 513頁。
- 23) 前掲2) ③63-92頁。前掲4) 61-98頁。
- 24) 原田信男「歴史学から見た焼畑の把握と農法」, 季刊東北学11, 2007, 35-49頁。
- 25) 『山形県史』には30ヶ村の検地帳が翻刻されている。その内訳は慶長検地帳が20ヶ村、元和検地帳10ヶ村である。すなわち山形県史には寛文期以降の検地帳は収録されていない。また元和検地帳の残る10ヶ村の大半が平場村である。①山形県『山形県史資料篇7』山形県, 1964。②同『山形県史資料篇8』山形県, 1964。③同『山形県史資料篇9』山形県, 1965。
- 26) 温海町史編さん委員会編『温海町史 上』温海町, 1978, 131-133頁。
- 27) 井川一良「近世農村の成立」(酒田市史編纂委員会編『酒田市史別巻』酒田市, 1989), 152-176頁。なお慶長期の検地については以下に詳しい。井川一良「記載様式からみた最上氏の土地支配—慶長十六年検地帳を中心に—」山形近代史研究1, 1967, 3-38頁。なお、寛文9年の土地改めについては井川の業績の中で表現の揺らぎがあり「一斉検地」とする場合と「土地台帳の整備」のための「領内一斉の水帳改め」と表現する2通りがある。この点は本稿の論点ではないため、井川の後年の表現を採用し、寛文9年は「水帳改め」とした。
- 28) 前掲4) 61-97頁。
- 29) 前掲4) 73頁。
- 30) 明治初期における本統計にはその信頼性を疑うべき余地があるが、参考値としても留意される。
- 31) 西田川郡の山谷村および藤沢村の検地帳には下々畑に「山はた」との注記が伴う地所が記されている。この「山はた」については焼畑と同義と考えるが、小字名である可能性も否定できないため、表2からは除外。
- 32) 表2にみる菱津村の元和10年の検地帳は「田」「苗代」「畠・屋敷」に区分されて編まれている。このうち「畠・屋敷」について「本帳」「内帳」とみられる2種が現存し、「内帳」を清書したものが「本帳」とみえる。「内帳」にあたるのが焼畑記載のある

- 「庄内田河郡菱津村御検地帳畠屋敷内帳」である。「本帳」作成の段階で「焼畑」はすべて「下々畑」へと表記変更されている。すなわち「焼畑」の記述は藩の指示により「下々畑」に修正するよう指示があったとみえる。菱津村の史料の所在は以下の文献中の記述が手がかりとなった。阿部英樹「近世庄内における林野区分と山林の実態」農業史研究26, 1993, 38-55頁。
- 33) 最上検地とは慶長16 (1611) 年に最上氏により実施された検地で、刈高と石高記載に特徴がある。実際の耕作者の把握を企図せず、地主の把握を中心とした。最上氏は元和8 (1622) 年に改易され、続いて酒井忠勝が庄内13万8,000石を拝領する。井川一良「封建社会の形成と近世初期検地—羽州庄内地方を中心として」歴史28, 1964, 18-32頁。
- 34) 酒井検地とは元和9 (1623) 年に庄内藩主酒井忠勝の命により実施された領内一斉検地である。一筆に地主権者と耕作権者の二重記載がみられ、のちの寛文9 (1669) 年の水帳改めの際は地主権者の記載はなくなり耕作権者把握の方向に進むことになった。前掲33)。
- 35) 庄内藩の行政区は、「村」—「組」(複数の村で構成)—「郷・通り」(複数の組で構成)という支配機構であった。「鼠ヶ関組」は鼠ヶ関村1村からなる。集落は5つあり、鼠ヶ関、原海、早田、上鍋倉、下鍋倉である。前掲26) 136頁。
- 36) 吉田義信「米沢藩の寛永総検地」経済論集38, 1984, 72-73頁。ただし『山形県史』に所収の米沢藩領折戸村の検地帳をみれば「同所 当開 山はた下畠 拾五歩 式升五合 拾助」といった記載が10地所記されている。「同所」は前の地所の小字名「やきの」の意味である。「当開」は当年の開拓であり、「山はた」は焼畑を指すがそれは「下畠」として高請されている。このような例は「下畠」として高請された中に焼畑を含んでいたことを示している(前掲25) ③)。
- 37) 前掲8) 23-25頁。
- 38) 伊藤寿和「古代・中世の「山畠」に関する歴史地理学的研究」史艸42, 2001, 142-167頁。
- 39) 前掲4) 142-143頁。
- 40) 前掲38)。
- 41) 旧山北村においては「山畑」と「焼畑」の区別は検地対象か否かにあったとされ、「山畑」は「一定の租税を徴される」としているが、この区別は『農業全書』や古島敏雄氏の説の影響が大きいと思われる(山北村郷土史研究会編『山北村郷土史』山北村教育委員会, 1965, 133-139頁)。
- 42) 畑返しとは、畑地を田地に切り替えたものの意。
- 43) 「慶応三年八組一同御水帳御改 正被仰出候二付御用留」鶴岡市温海庁舎蔵(未整理史料)。本史料は480頁にも及ぶ水帳改めの包括的な手引書であるが「山畑」「焼畑」についての記載はみられない。
- 44) 古島敏雄『近世日本農業の構造(上巻)』日本評論社, 1948, 280頁。
- 45) 「地方落穂集」にも同様の例があり、また熊本藩においても同様の縄延が採用された。加藤衛弘「寛文検地と切替畑—武州西川地方における「山」利用と林野所持—」徳川林政史研究所研究紀要27, 1993, 193-222頁。
- 46) 菱津村の元和10年の検地帳は「田」「苗代」「畠・屋敷」に区分され3冊に分けて編まれているが、「田」「苗代」については傷みが大きく調査が困難。
- 47) 前掲1) 205-231頁。
- 48) 菱津村の概要は下記に詳しい。斎藤正一・佐藤誠朗『大山町史』大山町史刊行委員会, 1969, 153-155頁。
- 49) 阿部英樹「幕末庄内における地主小作関係の特質—川南「菱津村」の事例—」農業経済研究62-1, 1990, 44-55頁。
- 50) 豊浦村落史々料第二集刊行委員会『豊浦村落史々料第二集』豊浦村, 1975, 13頁。
- 51) 前掲50) 100頁。
- 52) 渡辺英夫「『出羽国知行高目録』(正保郷帳)について」秋田大学教育文化学部研究紀要(人文科学・社会科学自然科学)70, 2015, 67-82頁。
- 53) 大鳥での聞き取り調査(2019年8月6日実

- 施)による。
- 54) 温海川での聞き取り調査(2020年8月2日実施)による。
- 55) 比定には「山濱通由良村楮山畑方絵図」(複写版)(鶴岡市郷土資料館蔵, SL6110)を参照した。本絵図は「楮山絵図御裏書写」に記された「右十一場畑方」の畑が図示されている。本図に作成年次の記述はないが、楮山をめぐる正徳5(1715)年の山論における「絵図」の一種とみて問題ない。
- 56) 「楮山絵図御裏書写」前掲50)。
- 57) 「楮山諸事写手控帳」由良地区文書。
- 58) 「山形縣漁業志資料 其の三の内」, 以下に所収。前掲50) 112頁。
- 59) 「字切図」明治27年11月調製, 縮尺600分1。山形地方方法務局鶴岡支局にて確認。
- 60) 前掲4) 85頁。
- 61) 前掲14) ④。
- 62) 温海町史編さん委員会『温海町史 中巻』温海町 1987, 187頁。
- 63) 奥羽・出羽山地の輪作体系は1年目カブ・ソバ, 2年目ダイズ/アズキ・アワ, 3年目アワ・ダイズとなる。前掲6) 166-179頁。
- 64) 近世の温海における「カブ」の栽培は「御用留帳」(嘉永期)に「温海蕪あば漬漬御登之儀」と記述があり庄内藩江戸屋敷へ送られていたことがわかる(鶴岡市史編纂会編『庄内藩農政史料下巻』鶴岡市, 1999, 215頁)。また温海での「カブ」の栽培を記した最古の例は「松竹往来」(寛文12年/鶴岡市郷土資料館蔵)とみられ各地の産物を列記した中に「温海蕪」とある。
- 65) 鶴岡市少連寺では赤かぶを作るようになったのは明治中期からという。温海川から種を買ってまいたと記録される(少連寺の歴史編集委員会編『少連寺の歴史』鶴岡市少連寺住民会, 2002, 163頁)。
- 66) 菅原清康・進藤隆によれば, 新潟県下における農業型の基本的作付体系は, 4年継続のソバ→アワ/ヒエ→アズキ→ダイズの配列を基本型とする。菅原清康・進藤隆「焼畑農法における作付体系とその成立要因に関する研究: 第8報—焼畑に関する俚言による作付体系の成立要因の推究」農作業研究43, 1981, 24-30頁。
- 67) 菅原清康「焼畑農法における作付体系とその成立要因に関する研究: 第1報—作付体系と収量, 雑草ならびに土壌の化学的性質との関係」農作業研究36, 1979, 23-29頁。
- 68) 西田川郡の三瀬村(由良村に隣接)では明治4(1871)年「旧七月」(新暦の8月)に地続山で焼畑耕作に伴う火災が発生した。火入れは夏季であった(「山浜通三瀬村地続山青木元伐願書上帳」秋野家文書213, 鶴岡市郷土資料館蔵)。山口や佐々木の調査時, 庄内地方では夏焼きが一般的であり, 現在も同様である。
- 69) 「享保貳拾年 平田郷産物書上横折」久松(俊一)家文書G-1/1, 酒田市ひらたタウンセンター蔵。
- 70) 鷹尾山の近くの小米山にて近世期に焼畑作物に「蕎麦」が植え付けられていることが確認される(平田町編『平田町史 中巻』平田町, 2008)。
- 71) 前掲6) 175頁。
- 72) 鷹尾山の利用に関する争論については以下に詳しい。井川一良「近世入会慣行の変遷—羽州庄内鷹尾山を中心として—」日本歴史431, 1984, 30-40頁。宇佐美繁「庄内平地農村の入会地(上)—一村方資料にみる入会地の生涯—」農業総合研究30-4, 1976, 131-174頁。宇佐美繁「庄内平地農村の入会地(下)—一村方資料にみる入会地の生涯—」農業総合研究31-3, 1977, 153-181頁。渡辺理絵「正保度の領内図にみる植生表現—庄内地域の自然環境」(小野寺淳・平井松午編『国絵図読解事典』創元社, 2021), 192-196頁。
- 73) この史料は全18頁にわたり表紙に「文化八年」「文政四年」「天保十二年」の年号が記載され, 鷹尾山の入会に関する重要事項が書きとどめられた。「鷹尾山新古留帳」(八幡町史編纂委員会編『八幡町史 資料篇8』八幡町史編纂委員会, 1994), 18-37頁。
- 74) 2021年の聞き取り調査による。話者は「ひらた里山の会」の方々。
- 75) 庄内地方では明和期(1764~1772)以降, 荏種粕, 干鰯, 油粕などの金肥が使用されて

いる。また下肥についても文化期には町場と農民の間で相対取引されるほどの需要であった。山形県編『山形県史 第三巻 近世編下』山形県, 1987, 274-276頁。

- 76) 前掲14) ②, ④。
- 77) 地拵えとは火入れする斜面に枝葉などを敷き詰め乾燥させる作業である。樹種によって枝葉などの量を火力の観点から調整することがある。さらに枝葉などの乾燥の期間は火入れ時の燃えやすさや土壌の適度な湿度保持と関連する。また江頭は鶴岡市の焼畑地では「灰が熱いうちに種子を播け」という口伝があることを指摘し、それに科学的裏付けを与える。前掲14) ②。
- 78) 佐々木や福井は従来主張されてきたほどの焼畑における「灰」の効果を疑問視している(前掲6), 前掲21) ②61-75頁)。なお同書で佐々木は焼畑のもっとも大きな理由について木や枝の一扫をあげる。
- 79) 前掲21) ②61-75頁。
- 80) 前掲73)。
- 81) 菅原清康・進藤隆「焼畑農法における作付体系とその成立要因に関する研究：第16報—焼畑放棄後における植生の変遷」農作業研究54, 1985, 73-80頁。
- 82) 前掲66)。
- 83) 前掲4) 89頁。
- 84) 近世後期の庄内藩領の農村の状況については以下に詳しい。本間勝喜「近世後期の庄内藩領における農村状況についての若干の考察」山形県民俗・歴史論集第三集, 1980, 213-242頁。本間勝喜「羽州庄内における近世後期の農村の荒廃と復興」村落社会研究14, 1978, 91-128頁。阿部英樹「近世庄内における農村荒廃の実態と農民経営—川南「菱津村」の事例」農業史研究23, 1990, 14-29頁。
- 85) 前掲6) 176頁。
- 86) 前掲8) 2-15頁。
- 87) 山形県内務部第二課編纂『山形県農事調査書(明治二十一年) 明治前期産業発達史資料』明治文献資料刊行会, 1966, 27-28頁。
- 88) 古島敏雄は近世中期から焼畑が記録に現れるという特徴を指摘し、その理由について

「劣悪地(焼畑地)まで問題とされるのは、貢租欲求増大と新田開発の停滞」(カッコ内筆者)のためとした(前掲44) 280頁)。この文脈で考えるならば、庄内藩における「貢租欲求増大」の的として優先すべきは、近世中期以降に、近世中期以降に灌漑施設の整備や灌漑機能の向上によって生産性が高まった既存耕地にあった。その代表例は寛文期に下田として把握されたがその後灌漑により悪水が除され上田並みの収量を持つようになった田や耕地化されたものの未検地の旧低湿地などである。井川一良によれば、近世中期以降の農民分解や地主層の土地集積の進行を背景に、庄内藩は実質耕地の半分が未把握の状態にあり、地主本間家の作徳米が当該村の村高を上回るような「藩政の危機」に直面していたという(井川一良「庄内藩に於ける近世後期の水帳改め」歴史の研究12, 1966, 1-20頁)。いわば土地の制度構造そのものが形骸化していた。事態打開の切り札が享和～文化年間および慶應3(1867)年の2度の水帳改めであり「生産の伸びを如何に有効に再把握するか」にあった。しかしその試みも「成長した地主の抵抗にあい完全に再把握すること」はできなかったとされる。庄内藩が年貢増収の対象として上記の既存耕地の余剰生産高を吸収することを先行し、下々畑と同位置につける焼畑の把握を後回しにすることは容易に想像しうる。しかし優先度の高い前者の把握ですら完遂できなかったのである。

- 89) アフについては典型的な山村である旧温海町の山五十川村について明治21(1888)年の報告に「常食トスル物は粟飯ヒヤクト山菜ノ類等ニシテ殊ニ蕪菁ヲ多ク作り食セリ」とある。山五十川は現在も焼畑耕作によるカブ栽培が続くが、近代初頭において「粟」「蕪菁」の作付けがうかがえ、かつての焼畑作物には「アフ」の存在が示唆される(羽柴雄輔「羽前國西田川郡山五十川村二長壽ノ者多キ事及方言」東京人類學會雜誌3-25, 1888, 149-152頁)。
- 90) 藩は文政元(1818)年五人組の相互扶助や相互監視を徹底する「五人組掟之条々」を作

成し、頒布した。その中の一項目には、
一、入会の野山並びに面々持山にても草木断りなく掘取り申すましく候。鶴髻を入れ候儀停止たるべく候、御林近所は勿論惣じて懈怠なく野火除き致すべく候、田畑へ山崩これ無き様山林へ苗木を植立て申すべき事
附、山中にて焼畑仕来り候所ハ格別、其外野火付候儀停止たるべし、若し焼畑

の火もれ御林水林等へ焼入り申すべき様成る節は、早速近郷より打寄り相防ぎ申すべき事
とあり、「野山並びに面々持山」における焼畑耕作は広く展開し、藩も認識を高める存在であったことがわかる（温海町史編さん委員会編『温海町史 下巻』温海町，1991，160-169頁）。

Development of Shifting Cultivation in the Shonai Domain of Dewa Province during Early Modern Japan: Prehistory of Major Shifting Cultivation Area in Japan

WATANABE Rie

This study examines the treatment of shifting cultivation by feudal lords and the characteristics of farming methods, mainly in the Shonai domain of Dewa Province (currently the Shonai region of Yamagata prefecture).

Previous research on shifting cultivation in the early modern period was mainly carried out using land ledgers (Kenchicho). However, there appear to be no Kenchicho records of shifting cultivation in the Shonai domain.

A search for Kenchicho in well-known areas of shifting cultivation in the modern period revealed 14 records. This means that the Shonai domain recognized areas of shifting cultivation as taxable.

Generally, the taxable areas of upland fields are classified into four categories: upper, middle, low, and lower. Shifting cultivation lots were categorized as lower and the name was also “lower,” so it was rarely recorded as shifting cultivation.

The main areas of shifting cultivation in Shonai were around Mt. Takaosan north of the Mogami River and the Nishi Tagawa area south of the Mogami River. All of the identified Kenchicho were from the latter area. An analysis of these 14 Kenchicho showed that shifting cultivation was practiced by a wide range of farmers with their strategies for agricultural management. The shifting cultivation lots of individual farmers were less than 10 a, which was generally a small lot.

Shifting cultivation was actively practiced not only on the farmland of individual farmers but also on common land.

Regarding the crops grown by shifting cultivation, millet, including Japanese millet (soba), was cultivated in the Atsumi area (current Yamagata Prefecture) and the Sanpoku area (Niigata prefecture), however, millet was not cultivated around Mt. Takao. Rather, around Mt. Takao, continuous planting was performed for two to three years, followed by a fallow period of several years.

From the above, there are three major findings of this paper.

First, shifting cultivation was subject to taxation by the Shonai domain; second, shifting cultivation was related to the hierarchy of farmers; and third, the agricultural methods of shifting cultivation were clarified, such as two to three years of continuous cropping and selection of suitable sites.

Key words: shifting cultivation, land ledger, early modern era, Shonai domain of Dewa Province